

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成28年12月20日第29回中種子町農業委員会総会を、防災センター1階・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義

(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男・戸田和代

3. 欠席委員

(公選) なし

(選任) なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明について

日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の承認について

日程 第7 承認第2号 平成27年度中種子町地籍調査事業による地目変更について

5. 議事

(事務局長)みなさん、お疲れ様です。ただいまから、第29回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会 長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日の出席委員は13名出席で、定足数に達しており総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議 長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、1番鮫島達委員、2番石堂委員を指名します。

(議 長)日程第2「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。

(議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の1頁から3頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数4件、筆数4筆、面積4,034㎡。すべて畑でございます。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)ここで、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、戸田委員の退席をお願いします。

(戸田委員の退席)

(議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の9番、久保田委員の説明をお願いします。

(9番委員)はい、9番久保田です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る12月10日午前8時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇-9、地目畑、面積283㎡。譲渡人、住所中種子町増田〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町増田〇〇〇〇番地6、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張です。場所につきましては、増田〇〇〇〇集落にある〇〇〇〇の反対側の右側の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしく願いします。

(議長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありますか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号、順位1については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転順位1については、許可することに決定します。

(戸田委員の入室)

(議長)次に順位2について、担当調査委員の12番下村委員の説明をお願いします。

(12番委員)はい、12番の下村です。議案第1号順位2について説明をいたします。去る12月10日午前10時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積1,389㎡。譲渡人、

住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1, 〇〇〇〇さん。譲受人, 住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1, 〇〇〇〇さん。申請理由は, 譲渡人が相手方の要望, 譲受人が経営拡張です。場所につきましては, 国道58号線を上中方面へ向かうと〇〇〇〇と〇〇〇へ行く交差点がございます。そこを約〇〇m通過し, 右に曲がりさらに約100m進んだところにあります。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから, 審議を行います。質疑・意見はありませんか。はい。3番 雨田委員どうぞ。

(3番委員)はい。譲受人の〇〇〇〇さんは, 土建業をしていると思うのですが, 農業はしていますか。

(12番委員)はい。農業はしています。他に〇〇〇〇に畑を作っています。

(3番委員)分かりました。

(議 長)他に質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について, 担当調査委員の13番, 日高隆克委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい, 13番の日高です。議案第1号順位3について説明をいたします。去る, 12月7日譲受人, 〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在, 大字野間, 字〇〇〇〇, 地番〇〇〇〇-4, 地目畑, 面積208㎡。譲渡人, 住所 千葉県〇〇〇〇〇〇〇11番12号, 〇〇〇〇さん。譲受人, 住所 中種子町野間〇〇〇〇番地2, 〇〇〇〇さん。申請理由は, 譲渡人が贈与, 譲受人が経営拡張です。場所につきましては, 〇〇〇〇公民館から南へ向かって約〇〇m進んだところの左側の畑でございます。調査の結果, 労働力, 農業機械を確保しており, また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願ひします。

(議 長)ご苦勞様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから, 審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位4について, 担当調査委員の10番, 上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい, 10番の上妻です。議案第1号順位4について説明をいたします。去る, 12月15日午前8時より譲受人, 〇〇〇〇さんに聞き

取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在，大字坂井，字〇〇，地番〇〇〇〇－１，地目畑，面積 2,154 ㎡。譲渡人，住所 大阪府〇〇〇〇〇二丁目８番１号，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 南種子町〇〇〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が相手方の要望，譲受人が経営拡張です。場所につきましては，〇〇〇〇から〇〇〇集落へ向かい約〇〇m下ったところの右側でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議 長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)はい。譲受人の〇〇〇〇さんにつきましては，南種子町在住ということで，南種子町役場から耕作証明も頂いております。以上です。

(議 長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第１号第１項順位２から順位４については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって，議案第１号「農地法第３条申請について」の所有権移転順位２から順位４については，許可することに決定します。

(議 長)次に，日程第４，議案第２号「農地法第４条申請について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。総会資料の４頁をお開きください。議案第２号順位１の農地法第４条申請について説明いたします。申請人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地。申請農地の表示，大字野間，字〇〇〇，地番〇〇〇〇番２０，地目畑，面積 992 ㎡です。転用目的は農家住宅。申請理由は，〇〇が来年，〇〇〇〇を卒業し帰郷して，農業畜産業を始める計画があるので，〇〇が暮らすための農家住宅を建築したい。農協からの残高証明書も提出されており，実現性ありと思われま。土地利用規制等は，都市計画区域内第２種住居地域，農用地区域外 10ha 以上の農地の広がりがあり第１種農地の集落接続施設と考えま。棟数・面積等は，居宅１棟 131.77 ㎡，倉庫 １棟 48 ㎡，計 179.77 ㎡。建ぺい率は，18.12 %です。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議 長)順位１について，担当調査委員の８番鮫島安平委員の説明をお願いします。

(８番委員)はい，８番鮫島です。議案第２号順位１農地法第４条申請について説明いたします。この案件につきましては，先般 12月9日午前9時〇〇分より濱脇会長，雨田委員，石堂委員，事務局，申請人 〇〇〇〇さん立会いの下，現地調査を実施いたしました。場所につきましては

は、〇〇〇〇を新空港のほうにまっすぐ走ると、左側に〇〇〇〇の事務所があります。そこをさらに約〇〇m進んだところの左側にあります。申請者は、生産牛専門型の認定農業者として農業経営をしていますが、申請理由にもありますように、来年には〇〇である〇〇〇〇が帰郷し後継者となり、農業に従事していくとのこと。その準備のひとつとして、申請人である〇〇〇〇さんが、農家住宅建築の申請を行ったものです。申請地の前には県道があり、周りは宅地が多く連たんしています。排水計画においても合併浄化槽を設置し、側溝へと放流するなどの被害防除計画も出されており、転用によって付近に被害を与える恐れはないと考えます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われます。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第2号、順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」の順位1については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議長)次に、日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第3号順位1の非農地証明について説明いたします。総会資料の5頁をお開きください。土地の所在、大字増田、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番132、台帳地目畑、面積248㎡。申請人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町田島〇〇〇〇番地21。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であるが、平成10年から耕地として利用せず現況は山林となっているので、実地調査のうえ証明を願います。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(委員)7番、戸田です。議案第3号順位1の非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般12月9日午前9時30分より、濱脇会長、石堂委員、鮫島安平委員、事務局、申請人の代理で、〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇〇〇正面を約600m進みますと石碑に突き当たります。そこをさらに約〇〇m行ったところの右手の場所でございます。この農地は、10月の非農地証明で許可を受けたところにもう1筆、地目の畑、現況山林になっている農地が残されていることが判明し、今回の申請と

なりました。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第3号、順位1については許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」の順位1については、許可することに決定しました。

(議長)次に日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の6頁をお開きください。承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」を説明します。平成28年12月28日を公告日とする利用権設定、所有権移転1件、貸借権6件、筆数10筆、面積25,155㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めるものでございます。詳細につきましては、資料の7頁から16頁に添付しております。なお利用権設定を受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。委員の皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認する事に、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の承認について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第7、承認第2号「平成27年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の17頁をお開きください。承認第2号「平成27年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」説明いたします。この案件につきましては、農地整備課地籍調査係より国土調査法による地籍調査を実施した結果の地目変更の通知、照会がありました。資料18頁から21頁に農地から農地以外へ変更、計25筆、21,102.22㎡を、22頁以降に農地以外から農地へ変更、計3筆、11,220㎡を添付しております。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)次に、地籍調査実施地区担当委員の1番鮫島達委員の説明をお願いし

ます。

(1番委員) 1番, 鮫島です。承認第2号「平成27年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」を説明いたします。この案件については、先般12月12日午前9時より、濱脇会長, 事務局長, 農地整備課地籍調査係の職員との調査の結果, 18頁から23頁に記載されている地目の変更については地籍調査の成果のとおりであることを確認しました。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

(議長) これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。はい。3番, 雨田委員。

(3番委員) はい。台帳地目が山林で, 認定地目が畑に変わるものがありますが, これは畑として使用していますか。

(1番委員) はい。畑として耕作を行っております。

(3番委員) では逆に畑から山林になっているところも確認済みなのですね。

(1番委員) はい。昔は畑でしたが, 今は耕作をしていない, 今後一切耕作が見込めない土地となっております。

(3番委員) はい。分かりました。

(議長) 他に質疑・意見はありませんか。はい。2番, 石堂委員。

(2番委員) はい。資料を見ると, 隣接した広い畑が山林に変更しているようですが, こんなに荒れているのですか。

(1番委員) はい。もともとひどい場所を開墾して畑を作っていたのではないかとこの場所で, 道がなかったり木が生えているところが山林となっております。

(議長) はい。事務局, 補足説明お願いします。

(事務局) はい, ただいまの質問につきましてですが, 地籍調査が行われるということは, 字絵図地区であったということです。字絵図というのは台帳の地積です。例えば 1,000 m²しか記載がなかったとしても, 現在の測量機器等を使って測量したときに面積も変わってくるということもあります。実際は大きいものであったとしても, 台帳地目はそのまま小さいままで出してあったというものも考えられます。以上です。

(議長) 他に質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに, ご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって, 承認第2号「平成27年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」の件は承認することに決定しました。これで, 本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成28年第29回, 中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者